

高岡地区広域圏事務組合公告式条例

平成5年3月29日条例第3号

改正 平成17年11月1日条例第3号

改正 平成27年3月26日条例第1号

(趣旨)

第1条 高岡地区広域圏事務組合の公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に理事長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、氷見市上田子字笹谷内50番地の掲示場に掲示してこれを行う。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第4条 前条の規則を除くほか、理事会の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び理事長名を記入して、理事長印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程について準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、第3条の規則を除く組合の機関の定める規則について準用する。この場合において、第2条第1項中「理事長」とあるのは、「当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、同条の規程を除く組合の機関の定める規程について準用する。この場合において、同条第1項中「理事長名」とあるのは「当該機関を代表する者の氏名」と、「理事長印」とあるのは、「当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 規則若しくは規程又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 高岡地区公害センター組合公告式条例（昭和48年高岡地区公害センター組合条例第1号）は、廃止する。

附 則（平成17年11月1日条例第3号）

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(高岡地区広域圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

2 高岡地区広域圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年高岡地区広域圏事

務組合条例第 1 号) の一部を次のように改正する。＜「次のよう」略＞